

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q 任意組合等の組合員の所得の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入する利益の額又は損失の額の計算方法の取扱いが変わったというのですが、どのように変わったのでしょうか。

A 東京高等裁 (非課税所得、配当控除、税あり)、有価証券売却源徴収税額の控除) 及び資産・負債項目(引当金の繰入、準備金の積立) について、税務上の適用を受けることができる。

(2) 組合事業に係る収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組合員に配分する。

改正前では、任意組合等の組合員の所得の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入する利益の額又は損失の額の計算方法(以下、「利益等の額の計算方法」という。)は、以下の(1)を原則とし、継続適用を条件として、(2)又は(3)の採用が認められていました。

《税務(会計)処理例》

(借方)	現金預金	XX	(貸方)	受取配当金	XX
	有価証券	XX		有価証券売却益	XX
	源泉所得税	XX			
	支払手数料	XX			

《税務(会計)処理例》

(借方)	組合出資金	XX	(貸方)	受取配当金	XX
	源泉所得税	XX		有価証券売却益	XX
	支払手数料	XX			

(3) 組合員に配分する利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に配分する。

なお、この改正は、平成24年8月30日以後に締結される組合契約により成立する任意組合等の組合事業の「利益等の額の計算方法」について適用されます。平成24年8月30日前に締結された任意組合等の組合事業の「利益等の額の計算方法」については、改正前の方法が適用されます。

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>